

令和 3 年

市議会 6 月定例会議案

知 立 市



## 令和 3 年市議会 6 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 開	報告第 5 号	令和 2 年度知立市土地開発公社決算について
協働等	報告第 6 号	繰越明許費繰越計算書について（令和 2 年度知立市一般会計）
文 化	報告第 7 号	事故繰越し繰越計算書について（令和 2 年度知立市一般会計）
総 務	同意第 6 号	知立市固定資産評価審査委員会委員の選任について
協 働	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
総 務	議案第 3 9 号	知立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 4 0 号	知立市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例
税 務	議案第 4 1 号	知立市税条例等の一部を改正する条例
子ども	議案第 4 2 号	知立市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
長 寿	議案第 4 3 号	知立市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 4 4 号	知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例
市 民	議案第 4 5 号	知立市手数料条例の一部を改正する条例
	議案第 4 6 号	令和 3 年度知立市一般会計補正予算（第 5 号）

報告第5号

令和2年度知立市土地開発公社決算について

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

報告第6号

繰越明許費繰越計算書について（令和2年度知立市一般会計）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越した繰越明許費の金額を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

令和2年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	輝くまちづくり提案 事業補助金交付事 業	237,000	237,000				237,000	
2 総務費	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍住民基本台帳 事務事業	6,424,000	6,424,000		6,424,000			
3 民生費	1 社会福祉費	障がい者計画等策 定事業	4,059,000	4,059,000					4,059,000
8 土木費	2 道路橋梁費	幹線市道路面緊急 補修事業	68,400,000	68,400,000		32,492,000	32,400,000		3,508,000
8 土木費	4 都市計画費	八橋東西線整備事 業	94,470,000	94,470,000		44,500,000	44,500,000		5,470,000
8 土木費	4 都市計画費	知立環状線整備事 業	13,740,000	13,740,000		5,800,000			7,940,000

令和2年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	4 都市計画費	花園里線整備事業	12,000,000	12,000,000		5,000,000			7,000,000
8 土木費	4 都市計画費	知立駅周辺土地区 画整理事業	123,294,000	122,637,000		84,030,000	34,700,000		3,907,000
8 土木費	4 都市計画費	知立連続立体交差 関連事業	22,000,000	19,300,000		11,300,000		8,000,000	
8 土木費	4 都市計画費	知立駅南土地区画 整理事業	23,810,000	23,000,000				23,000,000	
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事 業	4,950,000	4,950,000					4,950,000

報告第7号

事故繰越し繰越計算書について（令和2年度知立市一般会計）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定に基づき翌年度に繰り越した事故繰越しの金額を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

令和2年度知立市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
10教育費	5 社会教育費	市史編さん事業	円 4,719,000	円 0	円 4,719,000	円 0	円 4,719,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 4,719,000	原稿提出の遅れ及び校正における工程の増加により、年度内の製本が不可能となったため

## 議案第 39 号

知立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

知立市固定資産評価審査委員会条例（昭和 45 年知立市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 3 項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第 8 条第 5 項中「、提出者が署名押印し」を削り、同条第 8 項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記が署名押印し」を削る。

第 9 条第 2 項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記が署名押印し」を削る。

第 10 条第 2 項中「、議事に参加した委員及び調書を作成した書記が署名押印し」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、押印等手続の見直しのため必要があるからである。

## 議案第40号

### 知立市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

知立市職員特殊勤務手当条例（昭和56年知立市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表防疫手当の項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の知立市職員特殊勤務手当条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い必要があるからである。

## 議案第41号

### 知立市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市税条例等の一部を改正する条例

(知立市税条例の一部改正)

第1条 知立市税条例(昭和45年知立市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第33条の7第1項中「事務所を有する法人又は団体に対するもの」を「事務所を有する法人若しくは団体又は県外に主たる事務所を有する法人等のうち知事が指定するものに対するもの」に改める。

第35条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第51条の9第3項」を加える。

第35条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第51条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第51条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由

すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき、新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第2条 知立市税条例の一部を次のように改正する。

第33条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加え、同項第12号中「認められるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

（知立市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 知立市税条例等の一部を改正する条例（令和2年知立市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、知立市税条例第46条第10項の改正規定中「第321条の8

第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、第48条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、第50条の改正規定中「第50条第4項」を「第50条第3項中「第46条の15の5第4項」を「第46条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中知立市税条例附則第6条の改正規定及び第2条の規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中知立市税条例第26条第2項及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日

2 第1条の規定による改正後の知立市税条例（次条において「第1条改正後条例」という。）第33条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年1月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用する。

(経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の知立市税条例第33条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が前条第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第2条の規定による改正前の知立市税条例第33条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 第1条改正後条例第35条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施

行日前に行った第1条の規定による改正前の知立市税条例（次項において「第1条改正前条例」という。）第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 第1条改正後条例第35条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う第1条改正後条例第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による第1条改正後条例第35条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条改正前条例第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による第1条改正前条例第35条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 前条第1項第2号に掲げる規定による改正後の知立市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い必要があるからである。

## 議案第42号

知立市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

知立市遺児手当支給条例の一部を改正する条例（令和3年知立市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の知立市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。

### 提案理由

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 4 3 号

知立市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日 提出

知立市長 林 郁 夫

知立市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
の一部を改正する条例

知立市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平  
成 3 0 年知立市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、  
必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置  
を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当た  
っては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報（以下「介護保  
険等関連情報」という。）その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう  
努めなければならない。

第 1 0 条中「第 1 4 条」を「第 1 3 条」に改める。

第 1 1 条に次の 2 項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要  
な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講  
じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護  
保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなけれ  
ばならない。

第12条中「第5条各号」を「第5条第1号及び第2号」に改める。

第19条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第24条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われるものでなければならない。

第24条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の知立市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第4条第3項、第11条第5項（第15条において準用する場合を含む。）、第19条第3

項及び第24条第5項（第28条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

#### 提案理由

この案を提出するのは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い必要があるからである。

## 議案第 4 4 号

### 知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険条例（昭和 4 5 年知立市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の知立市国民健康保険条例の規定は、令和 3 年 2 月 1 3 日から適用する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 4 5 号

知立市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市手数料条例の一部を改正する条例

知立市手数料条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中個人番号カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。